

背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面している。
- 全ての国が参加する「パリ協定」が2020年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入った。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030年度において**2013年度比で46%削減**（さらに50%の高みに向けて挑戦）し、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言された。
- 三重県は、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～**」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示した。

基本的な考え方

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「**緩和**」と、気候変動影響を軽減する「**適応**」を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します
- ② SDGsの観点をもふまえた**環境、経済、社会の統合的向上**をめざします
- ③ **多様な主体との協働**を重視します
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策**とともに進めます



2030年度に三重県がめざす姿

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する 持続可能な社会

- ✓ 対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない**技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーション**も追求しながら、**2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現**をめざします。
- ✓ そのためには、**県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識**したうえで、その途上にある**持続可能な社会の構築**に向けて行動することが重要です。

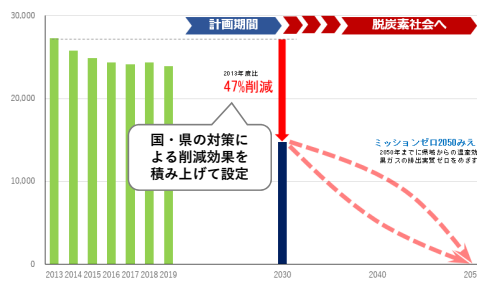
これまでの取組及び2030年度における削減目標

～前計画における取組～

- 「三重県地球温暖化対策実行計画」を2012年3月に策定し、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- 三重県地球温暖化対策推進条例を制定（2014年4月1日施行）し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者、県民の意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。

削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を**2013年度比で47%削減**



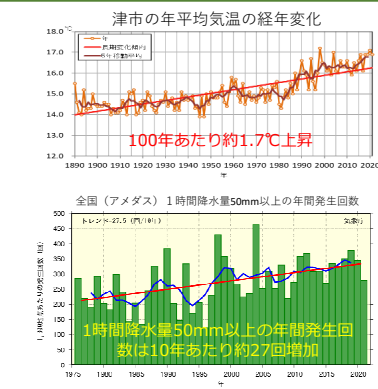
削減に向けた取組

削減に向けた取組	削減に向けた取組	
温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、アドバイザー派遣、ZEB） 環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク） 環境・エネルギー関連産業の振興
	家庭部門	脱炭素型ライフスタイルへの転換（地産地消、エンカル消費） 住宅の脱炭素化（ZEH、省エネ家電、長期優良住宅）
	運輸部門	移動・輸送の脱炭素化（次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ） 公共交通の充実（次世代モビリティ等） 道路交通流対策（交通渋滞の緩和、交通の円滑化）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進（自家消費型太陽光発電設備、再エネルギー利用促進） 未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物） 市町における脱炭素への取組の促進（エネルギーの地産地消） メタン・一酸化二窒素の排出抑制（資源のスマートな利用） フロン類の管理の適正化（維持管理技術水準、ノンフロン製品）
	その他	森林の保全（森林管理、県産材の利用） 緑地保全・緑化推進（緑化活動、都市緑地） 環境保全型農業の推進 藻場づくりの推進 CO ₂ 回収等に関するイノベーションの促進
	吸収源対策	

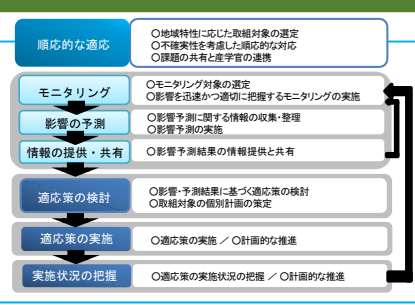
促進区域に関する都道府県基準の設定

三重県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、太陽光発電施設について促進区域に関する県の基準を定めました。

気候変動の影響



三重県における適応策の基本的な考え方



今後進めていく主な適応策

- 農林水産関係**
 - ◆ 高温によるコメの品質低下への対策
 - ◆ うんしゅうみかんの日焼け対策、浮皮対策
 - ◆ 高温でも花芽分化への影響を受けにくい早生性で、かつ炭疽病によい「**かおり野**」の普及
 - ◆ 畜産における暑熱対策（ミスト、扇風機、クーリングパッドなど）
- 健康分野**
 - ◆ 「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動など、幅広い世代への熱中症対策の推進
 - ◆ 県内感染症発生情報などの収集・分析、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供
- 自然災害分野**
 - ◆ 県が管理する河川の整備
 - ◆ 「Myまっぷラン+（プラン）」を活用した個人の避難計画・地区防災計画の策定の支援
 - ◆ 「三重県版タイムライン」の運用・検証
 - ◆ 「市町タイムライン基本モデル」を活用した全市町でのタイムライン策定への支援
 - ◆ 河川の堆積土砂撤去
 - ◆ 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援
 - ◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、土砂災害警戒区域などの指定
 - ◆ 危険木の伐採・撤出、森林整備、溪流内に異常堆積した土砂や流木撤去
- 水環境・水資源分野**
 - ◆ 公共用水域などの継続的な水質監視
 - ◆ 水の安定供給に向けて、**既存水源の安定的な確保**への取組
 - ◆ 応急給水などの応援活動を行うための体制整備、情報共有
- 自然生態系**
 - ◆ 三重県自然環境保全条例に基づく**希少野生動物植物の保全**
 - ◆ 自然公園や三重県自然環境保全地域などの適切な管理
- 産業・経済活動・その他**
 - ◆ 民間企業に対して、大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すための**BCP（事業継続計画）**等の策定支援

体制の確保

- ◆ 一般財団法人三重県環境保全事業団に三重県気候変動適応センターを確保
- ◆ 同センターを中心に、プラットフォームの構築、気候変動影響等に関する知見の集積

第4章 三重県庁の取組

削減目標

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を**2013年度比52%削減**

主な削減取組

- 県有施設全体に2030年度までに**LED照明**を導入する取組を進めます。
- 公用車の新規購入・更新の際には**原則電動自動車**とします。
- 県有施設への**自家消費型太陽光発電設備**の導入を促進します。
- **PPAモデル**等による再エネ導入や県有施設での再エネ電力の調達を検討します。
- 新規建築物については、**原則ZEB oriented相当以上**とすることをめざします。

第5章 計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、**各主体が連携して気候変動対策を推進**
- **県民の環境意識の向上**につながる普及啓発の促進
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など**継続的に改善**
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、**必要に応じて計画の見直しを実施**